



中小企業者等向け

原油価格・物価高騰対策支援金

申請期間 令和4年8月1日～11月30日

令和4年4月から9月の期間において、コロナ禍の中、原油価格・物価高騰等の影響で、仕入価格・経費が上昇したことによって、利益が減少している市内の中小企業者等に、市独自の支援金を支給します。



1. 対象となる事業者

○萩市内に本社・本店や主たる事業所が所在する中小企業者等※1で下記に該当すること

法人：市内に主たる事業所を有し、萩市に開設届の提出があり、法人市民税が課税されている
個人：代表者が市内に住み、住民登録があり、個人市民税が課税されている

※市外在住者の場合でも市内に自己所有または賃貸により本社や主たる事業所等を開設して、過去から継続的に経済活動、営業活動を行い、1年以上継続して萩市在住の従業員を雇用している場合は対象となる場合があります。

○現在、事業活動を行っており、今後も経営を継続する意思があること

○市税に滞納がないこと

※1 中小企業基本法または中小企業団体の組織に関する法律で規定する事業者（法人・個人事業主）や、社団法人、財団法人、NPO法人等の団体で下記のいずれかの業種別の要件に該当すること。

- ・製造業、建設業、運輸業、その他下記以外の業種：資本金3億円以下または従業員300人以下
- ・卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・サービス業：資本金5千万円以下または従業員100人以下
- ・小売業：資本金5千万円以下または従業員50人以下

2. 対象要件

原油価格や物価の高騰の影響を受けて

対象期間 **①** | 令和4年4月～9月の連続する任意の3か月間の売上高に対する利益率

が

基準期間 **②** | 令和元年度以降の対象期間と同じ3か月間の売上高に対する利益率

3か月の利益率が算出できない場合は基準期間の属する事業年度の利益率

より**減少**していること

※売上に対する利益率（％）＝
(売上金額－仕入金額〔－影響対象経費〕) / 売上金額 × 100

3. 給付上限額

基準期間 **②**
の利益率

マイナス

対象期間 **①**
の利益率



利益率の減少度合	申告済の直近の売上高	
	1億円以下	1億円超
5%以上	20万円	40万円
0%超5%未満	10万円	20万円

4. 給付金額

B 基準期間 **②**
の売上利益額

マイナス

A 対象期間 **①**
の売上利益額

特例の場合は、基準期間の属する事業年度の売上利益額の3/12の額

※売上利益額＝
(売上金額－仕入金額〔－影響対象経費〕)

B－Aの額と、給付上限額のいずれか少ない額が**給付金額**です

※1,000円未満は切り捨てとなります

5. 影響対象経費の例

仕入金額に追加できる経費

- 原油価格・物価高騰の影響を受け、事業に利用する
- ・水道光熱費（電気料金、ガス、軽油や灯油など）
 - ・消耗品費（用紙代や包装紙代）
 - ・修繕費・外注工賃（人件費相当部分は対象外）
 - ・荷造運賃費（出荷等に係る梱包費用や運搬費用）
 - ・その他（事業で使用する車両のガソリン代）など

6. 申請方法（必要書類）

- 所定の申請書兼請求書に、必要書類を添付して提出
- ・比較する3か月の、売上高や仕入、対象経費の状況が確認できる、売上台帳など帳簿や確定申告書の写しなど
 - ・直近の事業年度の確定申告書（売上高が判る書類）の写し

申請先・問い合わせ窓口

萩市役所商工振興課（0838-25-3108）※各総合事務所、支所・出張所での受付、郵送での申請もできますが、問い合わせする場合があります。（R4.7.18版）